

平成30年4月入学

三重大学大学院地域イノベーション学研究所

博士後期課程

学 生 募 集 要 項

(第1次募集)

三重大学ホームページ

<http://www.mie-u.ac.jp>

地域イノベーション学研究所ホームページ

<http://www.mie-u.ac.jp/innovation/>

## 目 次

1. 入学者受け入れ方針（アドミッションポリシー）	1
2. 募集人員	2
3. 出願期間，試験日，合格発表	2
4. 選抜の方法	2
5. 出願資格	3
6. 出願資格審査について	5
7-1. 出願書類等（表 1）	7
7-2. 出願書類等（表 2）	8
8. 入学検定料の返還について	9
9. 入学手続	9
10. 入学料及び授業料	9
11. 注意事項	10
12. 社会人特別選抜の主旨	10
13. 大学院設置基準第 14 条に定める教育方法の特例による教育の実施について	11
14. 障害等のある入学志願者との事前相談について	11
15. 長期履修学生制度について	13
16. 過去の入学試験問題について	14
17. 個人情報の利用について	14
18. 博士論文と博士論文の要旨等のウェブサイトの利用による公表について	14
○地域イノベーション学研究科の概要	16

平成30年4月入学  
三重大学大学院地域イノベーション学研究科（博士後期課程）  
学生募集要項  
（第1次募集）

## 1. 入学者受け入れ方針（アドミッションポリシー）

地域イノベーション学研究科は、三重地域圏を中心とする地方産業界と連携しながら地域社会の将来を担う中核人材を育成すること、並びに、地方立脚型の企業等が抱えている成長障害要因を克服するために必要とされる学際研究を地域産業界との産学連携によって実行していくことを教育と研究における理念としており、「プロジェクト・マネジメントができる研究開発系人材」を育成することを目的としています。

このような目的を達成するために、**地域イノベーション学専攻**があり、博士前期課程と博士後期課程が設置されています。

### 博士後期課程アドミッションポリシー

—このような人を育てます—

地域イノベーション学研究科博士後期課程は、地域のニーズを発見し、問題を解決するための新しい概念と方法を創造し、それらを国内のみならず海外にも展開できる**地域イノベーション学**に関わる高度な思考方法と実現方法を教育します。そして、多面的な視野で研究・開発が推進できる能力とプロジェクト・マネジメントが実践できる高度な能力を兼ね備えた人材を養成します。

そして、その到達水準は、自立した研究者として国際レベルの研究開発を責任者として遂行できる能力（研究者としての能力）、研究開発並びに研究開発を基にした新事業開拓（製品化）を責任者として遂行できる能力（マネジメントに関する能力）を兼ね備える水準とします。

—このような人を求めます—

1. 地域の問題について自ら感じ（感じる力）、問題解決方法を考え（考える力）、社会を発展させる（生きる力）意欲の強い人
2. 幅広い知識と、語学能力を持ち、さらに国際的に通用する基礎的研究能力およびコミュニケーション力を修養する意欲の強い人
3. 多面的な視野に立った研究シーズの発掘とプロジェクト・マネジメントに興味があり、新規事業を起業し、地域社会の発展と国際社会の協調に関心が強い人

## 2. 募集人員

専 攻	ユ ニ ッ ト	募集人員
地域イノベーション学	地 域 新 創 造	5名

## 3. 出願期間 試験日 合格発表

出 願 期 間		試 験 日	合 格 発 表
平成 29 年 8 月 28 日(月) ～平成 29 年 9 月 8 日(金)		平成 29 年 9 月 27 日(水)	平成 29 年 10 月 11 日(水)
備考	受付時間：9時から17時 (郵送の場合は期間内に必着)	当日は受験票を必ず持参して 試験室に入室してください。	午前10時頃，地域イノベーション 学研究科掲示板及びホームページ に合格者の受験番号を掲示すると ともに，合格者本人へは郵送で通 知します。電話等による合否の問 い合わせには一切応じません。

## 4. 選抜の方法

入学者の選抜は，書類審査，筆記試験（英文読解），口述試験、面接の結果を総合して行います。ただし，社会人特別選抜においては，TOEIC®公開テスト（Test of English for International Communication）の公式認定証（Official Score Certificate）（出願受付開始日から遡って3年以内のもの）を出願時に提出することにより，筆記試験（英文読解）の受験に替えることができます。替えることができるかの可否については出願後通知します。

注1) TOEIC®S&W や TOEIC® Bridge のスコアは評価の対象となりません。

注2) TOEIC®受験に係る費用は，志願者の自己負担となりますのでご了承下さい。

### (1) 一般選抜

教 科 等	時 間	摘 要
筆 記 試 験 (英文読解)	10:30 ～ 12:00	辞書（1冊）の持ち込みを認めます。 （電子式は不可。）
口 述 試 験	13:30 ～	修士論文，研究業績書，研究成果資料及び研究計 画書等について，プレゼンテーション（10分間） をもとに行います。（質疑応答 10分程度） （所要時間 20分間程度で順次行います。）
面 接	13:50 ～	志願理由，意欲，目的，学歴，職歴等について行 います。 （所要時間 10分間程度で順次行います。）

## (2) 社会人特別選抜

教科等	時間	摘要
筆記試験 (英文読解)	10:30 ~ 12:00	辞書(1冊)の持ち込みを認めます。 (電子式は不可。)
口述試験	13:30 ~	修士論文又は研究経過報告及び研究計画書等についてプレゼンテーション(10分間)をもとに行います。(質疑応答10分程度) (所要時間20分間程度で順次行います。)
面接	13:50 ~	志願理由、意欲、目的、学歴、職歴等について行います。 (所要時間10分間程度で順次行います。)

## (3) 外国人留学生特別選抜

教科等	時間	摘要
口述試験	13:30 ~	修士論文又は研究経過報告及び研究計画書等についてプレゼンテーション(10分間)をもとに行います。(質疑応答10分程度) (所要時間20分間程度で順次行います。)
面接	13:50 ~	志願理由、意欲、目的、学歴、職歴等について行います。 (所要時間10分間程度で順次行います。)

## 5. 出願資格

### 【一般選抜】

次の各号のいずれかに該当する者

- (1) 修士の学位又は専門職学位を有する者及び平成30年3月31日までに修士の学位又は専門職学位を取得見込みの者
- (2) 外国において修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者及び平成30年3月31日までに取得見込みの者
- (3) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を日本において履修し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者及び平成30年3月31日までに取得見込みの者
- (4) 我が国において、外国の大学院の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者及び平成30年3月31日までに取得見込みの者
- (5) 国際連合大学本部に関する国際連合と日本国との間の協定の実施に伴う特別措置法(昭和51年法律第72号)第1条第2項に規定する1972年12月11日の国際連合総会決議に基づき設立された国際連合大学(以下「国際連合大学」という。)の課程を修了し、

修士の学位に相当する学位を授与された者

(6) 外国の学校、(4)の指定を受けた教育施設又は国際連合大学の教育課程を履修し、大学院設置基準第16条の2に規定する試験及び審査に相当するものに合格し、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者

(7) 文部科学大臣の指定した者(平成元年9月1日文部省告示第118号)

大学を卒業し、又は外国において学校教育における16年の課程を修了した者、若しくは外国の学校が行う通信教育における授業科目を日本において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した後、大学、研究所等において平成30年3月31日までに2年以上研究に従事する者で、本研究科において、当該研究の成果等により、修士の学位又は専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認めた者をいいます。

(8) 本研究科において、個別の資格審査により、修士の学位又は専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認めた者で、平成30年3月31日までに24歳に達する者

#### 【社会人特別選抜】

企業等に勤務する者で、原則として2年以上(入学時)研究に従事し、入学後も引き続き勤務が見込まれ次の各号のいずれかに該当する者

(1) 修士の学位又は専門職学位を有する者及び平成30年3月31日までに取得見込みの者

(2) 外国において修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者

(3) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を日本において履修し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者及び平成30年3月31日までに取得見込みの者

(4) 我が国において、外国の大学院の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者及び平成30年3月31日までに取得見込みの者

(5) 国際連合大学本部に関する国際連合と日本国との間の協定の実施に伴う特別措置法(昭和51年法律第72号)第1条第2項に規定する1972年12月11日の国際連合総会決議に基づき設立された国際連合大学(以下「国際連合大学」という。)の課程を修了し、修士の学位に相当する学位を授与された者

(6) 外国の学校、(4)の指定を受けた教育施設又は国際連合大学の教育課程を履修し、大学院設置基準第16条の2に規定する試験及び審査に相当するものに合格し、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者

(7) 文部科学大臣の指定した者(平成元年9月1日文部省告示第118号)

大学を卒業し、又は外国において学校教育における16年の課程を修了した後、若しくは外国の学校が行う通信教育における授業科目を日本において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した後、大学、研究所等において、平成30年3月31日までに2年以上研究に従事する者で、本研究科において、当該研究の成果等により、修士の学位又は専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認めた者をいいます。

(8) 本研究科において、個別の資格審査により、修士の学位又は専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認めた者で、平成30年3月31日までに24歳に達する者

【外国人留学生特別選抜】 日本の国籍を有しない者で、修学に必要な程度の日本語能力があり、次の各号のいずれかに該当する者

- (1) 外国において修士の学位又は専門職学位に相当する学位を取得した者及び平成30年3月31日までに取得見込みの者
- (2) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を日本において履修し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者及び平成30年3月31日までに取得見込みの者
- (3) 日本において修士の学位を取得した者及び平成30年3月31日までに修士の学位又は専門職学位を取得見込みの者
- (4) 我が国において、外国の大学院の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者及び平成30年3月31日までに取得見込みの者
- (5) 国際連合大学本部に関する国際連合と日本国との間の協定の実施に伴う特別措置法（昭和51年法律第72号）第1条第2項に規定する1972年12月11日の国際連合総会決議に基づき設立された国際連合大学（以下「国際連合大学」という。）の課程を修了し、修士の学位に相当する学位を授与された者
- (6) 外国の学校、(4)の指定を受けた教育施設又は国際連合大学の教育課程を履修し、大学院設置基準第16条の2に規定する試験及び審査に相当するものに合格し、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者
- (7) 文部科学大臣の指定した者(平成元年9月1日文部省告示第118号)  

大学を卒業し、又は外国において学校教育における16年の課程を終了した後、若しくは外国の学校が行う通信教育における授業科目を日本において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を終了した後、大学、研究所等において、平成30年3月31日までに2年以上研究に従事する者で、本研究科において、当該研究の成果等により、修士の学位又は専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認めた者をいいます。
---
- (8) 本研究科において、個別の資格審査により、修士の学位又は専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認めた者で、平成30年3月31日までに24歳に達する者

## 6. 出願資格審査について

下記の資格で出願しようとする者は、個別の出願資格審査を行いますので、事前に本学地域イノベーション学研究科事務室(〒514-8507 津市栗真町屋町 1577 <TEL> 059-231-9632)に照会してください。また、必ず志望する教育研究分野の教員又は指導予定教員と事前に連絡をとってから書類を提出してください。

## 記

- 一般選抜 : 出願資格(7)(8)で出願する者  
社会人特別選抜 : 出願資格(7)(8)で出願する者  
外国人留学生特別選抜 : 出願資格(7)(8)で出願する者

① 出願資格事前審査書類提出期間

平成29年7月18日(火)～平成29年7月24日(月)

(受付時間は9時から17時で、郵送(書留速達に限る)の場合は、期間内に必着とします。)

② 出願資格事前審査結果通知期日

平成29年8月2日(水)以降

③ 事前審査出願書類

7-2 出願書類等(表2)に記載された必要書類(入学検定料を除く)をすべて提出してください。

一般選抜出願資格(7)(8)、社会人特別選抜出願資格(7)(8)及び外国人留学生特別選抜出願資格(7)(8)に該当する者の認定は、提出書類等による研究遂行能力の審査を行います。審査の結果「出願資格あり」と認定された場合は、出願期間内(平成29年8月28日(月)～平成29年9月8日(金))に検定料(30,000円)をお支払いください。出願書類は再度提出していただく必要はありません。

④ 審査の結果「出願資格あり」と認定されたが諸般の事情により受験できなかった、受験したが不合格となった場合は、本年度内実施の入学試験に限り審査結果を有効とします。



## 7-1. 出願書類等 (表 1)

(出願資格：一般選抜(1)～(6)，社会人特別選抜(1)～(6)，外国人留学生特別選抜(1)～(6))

志願者は、下記の書類を取りそろえて提出してください。○印の書類は全員が必要です。(△は該当者のみ)

出 願 書 類	摘 要	一 般 選 抜	社 会 人 特 別 選 抜	外 国 人 留 学 生 特 別 選 抜
入 学 志 願 票	本研究科所定の用紙に、必要事項を記入してください。 裏面(履歴書)も必ず記入してください。	○	○	○
写 真 票 ・ 受 験 票	出願日前3か月以内に撮影した写真を貼ってください。	○	○	○
修 士 課 程 修 了 (見 込 み) 証 明 書	出身大学又は学校等の修士課程修了(見込み)証明書 現在、本学に正規生として在籍する者は不要です。それ以外の方は必要です。	△	△	△
成 績 証 明 書	学部及び大学院修士課程の成績証明書	○	○	○
修 士 論 文 等 要 旨	ア. 修士の学位を有する者は、学位論文の要旨を1,000字以内で記入してください。 イ. ア以外の者は、1,000字以内で研究経過を記入してください。	○	○	○
研 究 業 績 書	本研究科所定の用紙、若しくは、所定用紙と同様の内容を網羅した任意様式を提出してください。	○	○	○
研 究 成 果 資 料	出願者の研究業績(著書、学術論文、学術報告、学会発表、特許等)がある場合は、それを示す資料を添付してください。共同研究の場合は、出願者が担当した部分を明確にした資料を添付してください。	△	△	△
研 究 計 画 書	博士後期課程での研究(希望)計画書(A4判用紙1枚(1,000字程度(図・表等を含めることも可)))を作成してください。なお、作成にあたっては、志望する指導予定教員に問い合わせてください。	○	○	○
TOEIC® 公式認定証	出願受付開始日から遡って3年以内の公式認定証(社会人特別選抜で筆記試験に替えることを希望する方のみ提出して下さい。)	—	△	—
進 学 証 明 書	本研究科博士前期課程からの進学希望者のみ	△	—	△
返 信 用 封 筒	本研究科所定の封筒に郵便番号、住所、氏名を明記し、522円分の切手(特定記録郵便速達)を貼ってください。	○	○	○
入 学 検 定 料	入学検定料 30,000円(国費外国人留学生・本学大学院研究科の修士課程又は前期課程を修了し引き続き本研究科後期課程へ進学希望する者は不要です。) 本学所定の振込用紙に必要事項を記入し、切り離さずに最寄りの金融機関(銀行・信用金庫・農協など)の窓口に入学金を添えて提出してください。(ただし、ATM(現金自動預払機)、ゆうちょ銀行、コンビニエンスストア及びインターネットによる振込みはできません。)振り込み完了後振込証明書を受け取り金融機関の受領印が押されているのを確認し「入学志願票」の所定欄に貼って、他の出願書類とともに提出してください。なお、受取書は出願者本人の領収書となりますので、大切に保管してください。	○	○	○
受 信 先 シ ー ル	合格通知書、入学手続等の書類の送付先を記入してください。	○	○	○
そ の 他	外国人留学生は、「入国査証(visa)」の写しを提出して下さい。	△	△	○

## 7-2. 出願書類等 (表 2)

(出願資格：一般選抜(7)(8)，社会人特別選抜(7)(8)，外国人留学生特別選抜(7)(8))

志願者は、下記の書類を取りそろえて提出してください。○印の書類は全員が必要です。(△は該当者のみ)

出 願 書 類	摘 要	一 般 選 抜	社 会 人 特 別 選 抜	外 国 人 留 学 生 特 別 選 抜
入 学 志 願 票	本研究科所定の用紙に、必要事項を記入してください。 裏面(履歴書)も必ず記入してください。	○	○	○
写 真 票 ・ 受 験 票	出願日前3か月以内に撮影した写真を貼ってください。	○	○	○
成 績 証 明 書	学部等の成績証明書	○	○	○
研 究 業 績 書	本研究科所定の用紙、若しくは、所定用紙と同様の内容を網羅した 任意様式を提出してください。	○	○	○
研 究 成 果 資 料	出願者の研究業績(著書、学術論文、学術報告、学会発表、特許 等)に関する資料を添付してください。共同研究の場合は、出願者 が担当した部分を明確にした資料を添付してください。	○	○	○
研 究 業 績 の 概 要	本研究科所定の用紙によるか、本研究科所定の用紙にならない A4 判の用紙に 1,000 字程度(図・表等も可)で作成してください。	○	○	○
研 究 計 画 書	博士後期課程での研究(希望)計画書(A4判の用紙1枚(1,000字程 度(図・表等を含めることも可)))を作成してください。なお、作 成にあたっては、志望する指導予定教員に問い合わせてください。	○	○	○
出 願 資 格 事 前 審 査 申 請 書	本研究科所定の用紙	○	○	○
TOEIC® 公式認定証	出願受付開始日から遡って3年以内の公式認定証(社会人特別選抜 で筆記試験に替えることを希望する方のみ提出して下さい。)	—	△	—
返 信 用 封 筒	本研究科所定の封筒に郵便番号、住所、氏名を明記し 522 円分の切 手(特定記録郵便速達)を貼ってください。	○	○	○
入 学 検 定 料	入学検定料 30,000 円(国費外国人留学生・本学大学院研究科の 修士課程又は前期課程を修了し引き続き本研究科後期課程へ進学希 望する者は不要です) 本学所定の振込用紙に必要事項を記入し、切り離さずに最寄りの金 融機関(銀行・信用金庫・農協など)の窓口に入学金検定料を添えて提 出してください。(ただし、ATM(現金自動預払機)、ゆうちょ 銀行、コンビニエンスストア及びインターネットによる振込みはで きません。)振り込み完了後振込証明書を受け取り金融機関の受領 印が押されているのを確認し「入学志願票」の所定欄に貼って、他 の出願書類とともに提出してください。なお、受取書は出願者本人 の領収書となりますので、大切に保管してください。(出願資格事 前審査の申請時には振込まないで下さい。審査の結果「出願資格あ り」と認定された場合、出願期間内にお支払い下さい。)	○	○	○
受 信 先 シ ー ル	合格通知書、入学手続等の書類の送付先を記入してください。	○	○	○
そ の 他	外国人留学生は、「入国査証(visa)」の写しを提出して下さい。	△	△	○

- 【出願方法】 出願書類等を郵送（書留速達）又は持参してください。  
【提出先】 三重大学地域イノベーション学研究科事務室  
〒514-8507 津市栗真町屋町 1577 <TEL> 059-231-9632

## 8. 入学検定料の返還について

入学検定料を払い込んだ後は、次の場合を除き、いかなる理由があっても払込済の入学検定料は返還しません。

- ① 入学検定料を払い込んだが三重大学に出願しなかった又は出願書類が受理されなかった場合
- ② 入学検定料を誤って二重に払い込んだ場合

〈返還請求の方法〉

便せん等を使用し、次の a～e を明記した入学検定料返還請求願を作成し、必ず「入学検定料受取書」（コピー可）を添付して三重大学財務部経理チーム（〒514-8507 津市栗真町屋町 1577）へ出願期間締切り後 2 週間以内に郵送してください。

（封筒には「入学検定料返還請求願在中」と朱書きしてください。）

後日、財務部経理チームから返還手続きに必要な書類を郵送します。

なお、返還時期は、入学検定料返還請求願受理後概ね 1 ヶ月後を予定しています。

[入学検定料返還請求願]

- a. 返還請求の理由
- b. 氏名（フリガナ）
- c. 現住所
- d. 連絡先の電話番号
- e. その他

地域イノベーション学研究科（後期課程），受験番号

## 9. 入学手続

入学手続に必要な書類は、平成 30 年 3 月上旬に送付します。

注) 在職者は、所属長の入学承諾書が必要です。

## 10. 入学料及び授業料

- |           |          |   |
|-----------|----------|---|
| ① 入学料     | 282,000円 | （国費外国人留学生・本学大学院研究科の修士課程<br>又は前期課程から引続きの進学希望者は不要です。） |
| ② 授業料 前期分 | 260,400円 |   |
| 年 額       | 520,800円 | （国費外国人留学生は不要です。）                                    |

注) 在学中に授業料の改定が行われた場合には改定された新授業料が適用されます。

## 1 1. 注意事項

- (1) 出願書類に記入もれ等不備がある場合は、受理しないことがあります。
- (2) 出願書類等に虚偽の記載内容があった場合は、入学決定後であっても、入学許可を取り消すことがあります。
- (3) 試験当日は、必ず本研究科が交付した受験票を持参してください。
- (4) 募集要項を郵送で請求する場合

請 求 先 〒514-8507 津市栗真町屋町 1577

三重大学地域イノベーション学研究科事務室

請求用封筒 『博士後期課程学生募集要項請求』と表記してください。

返信用封筒 角形2号封筒(33 cm×24 cm)の表に郵便番号・住所・氏名を明記し、250 円分の切手を貼って、請求用封筒に同封してください。

- (5) 入学試験についての問い合わせは、下記へ行ってください。

〒 514-8507 津市栗真町屋町 1577

三重大学地域イノベーション学研究科事務室

TEL 059-231-9632

## 1 2. 社会人特別選抜の主旨

本学が立地する三重地域圏の産業界では、地方立脚型の中小企業においても企業を取り巻く産業のグローバル化に対応した経営改革(新事業の開拓など)が連続的な発展には必須となっていますが、現実には個々の企業における「研究開発力の脆弱さ」と「人材不足」が新事業を開拓していくことの障害となっています。このため地域産業界からは、「産学連携による新事業開拓の基盤となる新技術開発への協力」と「地域企業が行う新事業開拓を担当する中核人材の育成」が本学には求められています。このような三重地域圏の産業界からの要求に対して、今後、産業界における研究者や高度専門技術者に対する再教育需要が増大すると予想されます。この要請に対し、さらに経験豊かな人材を社会から受け入れることにより大学院の教育研究を活性化させるため、積極的にその受け入れを図ります。このため入学の資格については修士の学位を有しない者であっても、学部卒業後の研究歴や、その研究成果等により、地域イノベーション学研究科博士後期課程への出願資格を認め受け入れるものです。

### 1 3. 大学院設置基準第 14 条に定める教育方法の特例による教育の実施について

近年、科学技術の進歩に伴い、大学院における社会人技術者、教育者、研究者の再教育への要望が高まっています。しかし、通常の教育方法のみで大学院教育を実施した場合、社会人は標準で3年間その勤務を離れて就学することが必要となるため、大学院教育を受ける機会が制約されています。

このため、大学院設置基準第 14 条では、「大学院の課程においては、教育上特別の必要があると認められる場合には、夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適当な方法により教育を行うことができる。」旨規定され、社会人の就学に特別措置を行うことが配慮されています。

これを踏まえ、本研究科では、大学院での履修を希望する社会人を積極的に受け入れるため、概ね次のように実施します。

#### 1. 授業等の実施方法

- (1) 通常の授業時間帯の他に、平日は夜間の 11・12 限（18:00～19:30）、休日は土曜日の第 1～8 時限（8:50～16:10）の間に授業を受けることができます。
- (2) 夏期休業中などの長期休暇を利用して集中授業を受けることもできます。
- (3) e ラーニングの導入を予定しており、自宅学修により講義の一部については履修できます。
- (4) 上記による場合は、指導を希望する教員と十分相談の上、実施可能な履修計画を立ててください。

#### 2. 研究内容と場所

- (1) 社会人学生の研究は、本研究科の指導教員の指導によって実施し、その内容は公表されることとなります。その場合、教員の選んだテーマ以外に教員の了解を得て、勤務先等での研究体験を通して選んだテーマで研究を行うこともできます。
- (2) 研究を全うするために、大学にない特殊な研究設備などを必要とする場合には、本研究科の研究室以外に、他研究科、勤務先等の施設や設備を利用することができます。

### 1 4. 障害等のある入学志願者との事前相談について

本研究科に入学を志願する方で障害（学校教育法施行令第 22 条の 3 に定める障害の程度（次表参照））等のある方に対しては、受験及び就学上配慮が必要となる場合もありますので、出願に先立ち、必ず次により相談してください。なお、相談の内容によっては、対応に時間を要することもありますので、できるだけ早い時期に相談してください。

また、相談の時期後に本学を志願することとなった場合及び不慮の事故等により障害を有することとなった場合は、その時点で速やかに相談してください。

区 分	障 害 の 程 度
視 覚	両眼の視力がおおむね 0.3 未満のもの又は視力以外の視機能障害が高度のもののうち、拡大鏡等の使用によっても通常の文字、図形等の視覚による認識が不可能又は著しく困難な程度のもの
聴 覚	両耳の聴覚レベルがおおむね 60 デシベル以上のものうち、補聴器等の使用によっても通常の話声を解することが不可能又は著しく困難な程度のもの
身体機能	1. 肢体不自由の状態が補装具の使用によっても歩行、筆記等日常生活における基本的な動作が不可能又は困難な程度のもの 2. 肢体不自由の状態が前号に掲げる程度に達しないものうち、常時の医学的観察指導を必要とする程度のもの
病弱者	1. 慢性の呼吸器疾患、腎臓疾患及び神経疾患、悪性新生物その他の疾患の状態が継続して医療又は生活規制を必要とする程度のもの 2. 身体虚弱の状態が継続して生活規制を必要とする程度のもの
発達障害	自閉症、アスペルガー症候群、広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害のため配慮を必要とするもの
その他	上記以外で、受験上及び修学上配慮を必要とする程度のもの

(参考：学校教育法施行令第 22 条の 3)

「注」日常生活においてごく普通に使用されている補聴器、松葉杖、車椅子等を使用して受験する場合も、試験場設定等において何らかの配慮が必要となる場合がありますので、事前に相談してください。事前相談は障害等のある志願者に本学の現状をあらかじめ知っていただき、受験及び修学にあたってより良い方法やあり方を実現するためのもので、障害等のある方の受験や修学を制限するものではありません。

## 1. 相談の方法

配慮を希望する場合は、電話又は FAX などによりあらかじめ本学地域イノベーション学研科事務室に連絡した上で、次の内容を記載した相談書（様式は特に定めません。）を同事務室に郵送などの方法で提出してください。

なお、必要な場合は入学志願者又は出身学校関係者等との面談を行うことがあります。

- ① 入学志願者の氏名、性別、生年月日、住所、連絡先の電話番号
- ② 出身大学又は大学院等名・卒業・修了（見込み）年月日
- ③ 志望教育研究ユニット
- ④ 障害の種類・程度（医師の診断書又は身体障害者手帳等の写しを添付してください。）
- ⑤ 受験及び就学上希望する具体的配慮
- ⑥ 出身大学等における生活状況等（主として授業関係）
- ⑦ その他 参考となる事項

## 2. 相談の時期

平成29年7月24日（月）まで（土曜日・日曜日・祝日を除く）

## 3. 相談先

〒514-8507 津市栗真町屋町 1577  
三重大学地域イノベーション学研究所事務室  
TEL 059-231-9632 FAX 059-231-9956

## 15. 長期履修学生制度について

長期履修学生制度は、職業等に従事しながら、個人の事情に応じて、柔軟に標準修業年限（3年）を超えて履修し学位等を取得できるようにする制度です。

長期履修学生として認められる修業年限は最大6年となります。それぞれの年（学期）に支払う授業料は、3年間（標準修業年限）に支払うべき授業料総額を、あらかじめ認められた修業年限で除した額となります。（下記【授業料の納入例】参照）

長期履修を希望する者は、「長期履修申請書（本研究科所定の用紙）」及び「在職証明書等（在職証明書またはそれに準ずる書類）」を出願期間中に提出する必要がありますので、長期履修申請書（本研究科所定の用紙）は、事前に請求してください。

長期履修申請の審査結果は、後日、合格者本人に通知します。

### 【授業料の納入例】

標準修業年限（3年）

1年目 (520,800円)	2年目 (520,800円)	3年目 (520,800円)	授業料総額 1,562,400円
-------------------	-------------------	-------------------	------------------

#### ①出願時に申請し、4年の長期履修学生として認められた場合

1年目 (390,600円)	2年目 (390,600円)	3年目 (390,600円)	4年目 (390,600円)
-------------------	-------------------	-------------------	-------------------

1,562,400円 ÷ 4年 = 390,600円（1年間の授業料） 授業料総額 1,562,400円

#### ②出願時に申請し、5年の長期履修学生として認められた場合

1年目 (312,480円)	2年目 (312,480円)	3年目 (312,480円)	4年目 (312,480円)	5年目 (312,480円)
-------------------	-------------------	-------------------	-------------------	-------------------

1,562,400円 ÷ 5年 = 312,480円（1年間の授業料） 授業料総額 1,562,400円

長期履修学生制度についての詳細は、下記事務室へお問い合わせください。

〒514-8507 三重県津市栗真町屋町 1577

三重大学地域イノベーション学研究所事務室

TEL 059-231-9632

## 16. 過去の入試問題

過去3年分の閲覧およびコピーが可能です。

志望する教育研究分野の教員または指導予定教員にお問い合わせください。

## 17. 個人情報の利用について

独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「個人情報保護法」という。）が平成17年4月1日から施行されました。

本学が入学者選抜を通じて取得した個人情報の利用については、入学者選抜に係わる業務のほか、次のとおりです。

- (1) 合格者の住所・氏名等を入学手続に係わる業務で利用します。
- (2) 入学手続者の住所・氏名等を入学後の学籍管理等の修学に係わる業務並びに健康診断等の保健管理に係わる業務で利用します。
- (3) 入学手続者の住所・氏名等を入学料並びに授業料徴収等の納付金管理に係わる業務で利用します。
- (4) 入学者選抜で取得した成績等の個人情報を入学料免除及び授業料免除並びに奨学生選考等の修学支援に係わる業務で利用します。
- (5) 個人が特定できない形で、統計処理等の付随する業務並びに本学における入学者選抜に関する調査研究で利用します。

本学が取得した個人情報は、法で定められた場合を除き、本人の同意を得ることなく、上記以外の目的で利用または第三者に提供することはありません。

## 18. 博士論文と博士論文の要旨等のウェブサイトの利用による公表について

学位規則の一部を改正する省令（平成25年文部科学省令第5号）が平成25年3月11日に公布され、平成25年4月1日から施行されることに伴い、「三重大学学位規則」が以下のように改正されました。

（博士論文の要旨等の公表）

第14条 本学は、博士の学位を授与したときは、当該博士の学位を授与した日から3月以内に、当該博士の学位の授与に係る論文（以下「博士論文」という。）の内容の要旨及び論文審査の結果の要旨を本学が指定するウェブサイトの利用により公表するものとする。

（博士論文の公表）

第15条 博士の学位を授与された者は、当該博士の学位を授与された日から1年以内に、当該博士



論文の全文を公表するものとする。ただし、当該博士の学位を授与される前に既に公表したときは、この限りでない。

- 2 前項の規定にかかわらず、博士の学位を授与された者は、やむを得ない事由がある場合には、学長の承認を受けて、当該博士論文の全文に代えてその内容を要約したものを公表することができる。この場合において、学長は、その論文の全文を求めに応じて閲覧に供するものとする。
- 3 前2項の規定による公表は、本学が指定するウェブサイトの利用により行うものとする。

## ○地域イノベーション学研究科の概要

(地域イノベーション学専攻)

### 1. 教育研究上の理念, 目的

21世紀の産業分野では最先端技術の進歩が極めて速く、複数の技術分野が融合することで新事業が次々と生み出され、国境を越えてグローバルに展開することが日常的に起こっています。このような「21世紀型新産業社会」とでも定義づけられるビジネス・フィールドでは、新しいタイプの高度ビジネス人材が中核人材として求められ、最先端の科学分野での高度な研究開発能力を持ち、種々多様な情報を基に、新事業・新製品の企画から製品の市場への投入までを完結できる「プロジェクト・マネジメントができる研究開発系人材」が理想的な人材像として想定されています。しかしながら、単一の専門能力養成に特化している既存の大学院教育では、このような21世紀型新産業社会が求める新しいタイプの多能型の高度人材の養成には対応できておらず、「プロジェクト・マネジメントができる研究開発系人材」は、現在の大学院教育では最も養成ができていない人材層です。

一方、産業界を見渡すと、一部上場企業などグローバル企業では、大学が対応できていない人材作りを補完するように、ビジネスの実践を通じた On the Job Training (OJT) 教育によって「プロジェクト・マネジメントができる技術系人材」を社内養成するシステムが確立されており、大企業が集積する東京圏などの都市部では、このような高度人材は潤沢に蓄積されています。これに対して、中小規模の企業群で構成される地方産業界では、都市部と同様にグローバル化の波を受け、地方企業であっても成長のためには世界規模の競争が避けられない時代となっていますが、大企業並みの技術開発力とそれを牽引する高度人材の確保には対応できておらず、このことが地域産業の成長を阻害する大きな要因となっています。以上のように現代社会では、三重地域圏のような地方産業界においてこそ、新たな事業の開拓を牽引する中核人材として「プロジェクト・マネジメントができる研究開発系人材」の確保が強く求められています。また、このような中核人材を育成し地方産業界に供給することが、地域発のイノベーションを誘発するために最も効果的な処方になると本学では考えています。

さらに、地域にとって待ったなしの状況にあるのは、少子高齢化に伴う「消滅可能性都市」問題です。平成24年に日本創成会議・人口減少問題検討分科会が発表した提言「ストップ少子化・地方元気戦略」によれば、人口の移動が現状のまま推移した場合、三重県の29市町のうち約半数は、2040年までに「消滅可能性都市」になるとされています。これらの地域は三重県南部に集中していますが、これらの市町は観光資源に恵まれた市町や日本有数の漁獲高を誇る市町でもあります。三重県南部の市町が自治体として存立できなくなれば、三重県そのものの存立も大きく脅かされ、いずれは我が国全体の衰退につながることは明らかです。このような状況を打破するためには、若年人口の流出を止め、若者が自身の手で地域を守ることを可能にする施策を直ちに講じ、「地域の自立」を目指さなければなりません。これを実現するためには、地域にイノベーションを起こせる人材を教育し、科学技術と社会の変革により、地域の企業や行政において新しい価値を創り出す「地域にゼロから1を創造できるソーシャル・アントレプレナー」人材を養成する必要があります。

以上の認識に立ち、三重大学では、現代の産業社会、特に三重地域圏などの地方産業界で生じている社会ニーズと大学院における教育の乖離を打破し、地方の衰退を食い止められる人材を養成するため

に「地域イノベーション学研究科」（以下、「本研究科」という。）を設置し、「プロジェクト・マネジメントができる研究開発系人材」および「地域にゼロから1を創造できるソーシャル・アントレプレナー人材」を育成し、地域社会に輩出しようとするものです。地域の活性化に貢献することは本学のような地域圏大学にとっては重要な役割であり、本ミッションを果たすことは、我が国における地方国立大学の重要な存在意義を実現するものです。

## 2. 本研究科が養成を目指している人材像

### （1）養成する具体的人材像

本研究科では、地域の企業や自治体等が抱えている成長障害要因の克服に必要とされる学際研究を実施すると共に、地域との連携を通じた人材教育を行うことで「プロジェクト・マネジメントができる研究開発系人材およびプロジェクト・マネジメント能力を通して地域にゼロから1を創造できるソーシャル・アントレプレナー人材」を地域社会に輩出することを目指しています。なお、これらの人材は共通して、

- 1) 高度な研究開発に関する能力
- 2) 課題の発見とその解決に資するプロジェクト・マネジメントに関する能力
- 3) グローバル化に対応した国際感覚

の全てを備えた「高度な専門的職業人」とであると定義しています。

#### ○本研究科が養成する「プロジェクト・マネジメント能力」について

本研究科で教育する「プロジェクト・マネジメント」とは、「提起される課題に対して自身が持つ研究者としての問題解決能力を土台として、問題解決のための最適手法について幅広い知識を活用して考案するとともに、考案した解決手法の実施を管理・遂行することで課題解決の達成を導くこと」です。

#### ○博士前期課程（工学イノベーションユニット・バイオイノベーション）で養成する人材像

博士前期課程では、「課題を深く考察し解決する研究者としての基礎能力」と「研究課題を取り巻く総合的な状況を考察して最適な方法論を選択し解決策を構築していく研究開発担当者に必要なプロジェクト・マネジメントの基礎能力」を持つ人材を養成することを目指し、修了者には主に企業などの「研究開発担当者」となることを期待しています。本課程の修了者として想定している人材像は、企業の研究開発部門に所属し、自立した研究開発者として、製品開発プロジェクトの立案から目標到達までの研究開発を遂行することができる「製品化のための研究開発プロジェクトのマネジメントができる人材」です。

#### ○博士前期課程（社会イノベーションユニット）で養成する人材像

三重県には、北部地域の石油化学分野を中心とした工業、南部地域で高い実績を上げている農林水産業など、地域の強みと特性があります。社会イノベーションユニットで養成する人材は、工学やバイオの専門知識を活用し、地域の特性を生かしながら、新規起業、第二創業あるいは画期的な新政策を通して「地域にゼロから1を創造できるソーシャル・アントレプレナー人材」です。

### ○博士後期課程で養成する人材像

博士後期課程では、「課題を抽出し自らが立案する具体策に従って深く考察し解決する自立した研究者としての能力」と「研究開発成果を基にした新規事業プランの立案からその実現（事業化）までの、企画・執行・調整に関する総合的なマネジメントを行う事業化責任者に必要なプロジェクト・マネジメント能力」を持つ人材を養成することを目指し、修了者には企業などの「中核人材」となることを期待しています。本課程の修了者として想定している人材像は、「企業の基幹社員として研究開発成果を基に新規事業を構築する」、「ベンチャー企業の幹部社員として研究開発成果を基に事業構築する」など、「研究開発成果を基にした事業化プロジェクトのマネジメントができる人材」です。

### (2) 受け入れる学生像と修了者の進路

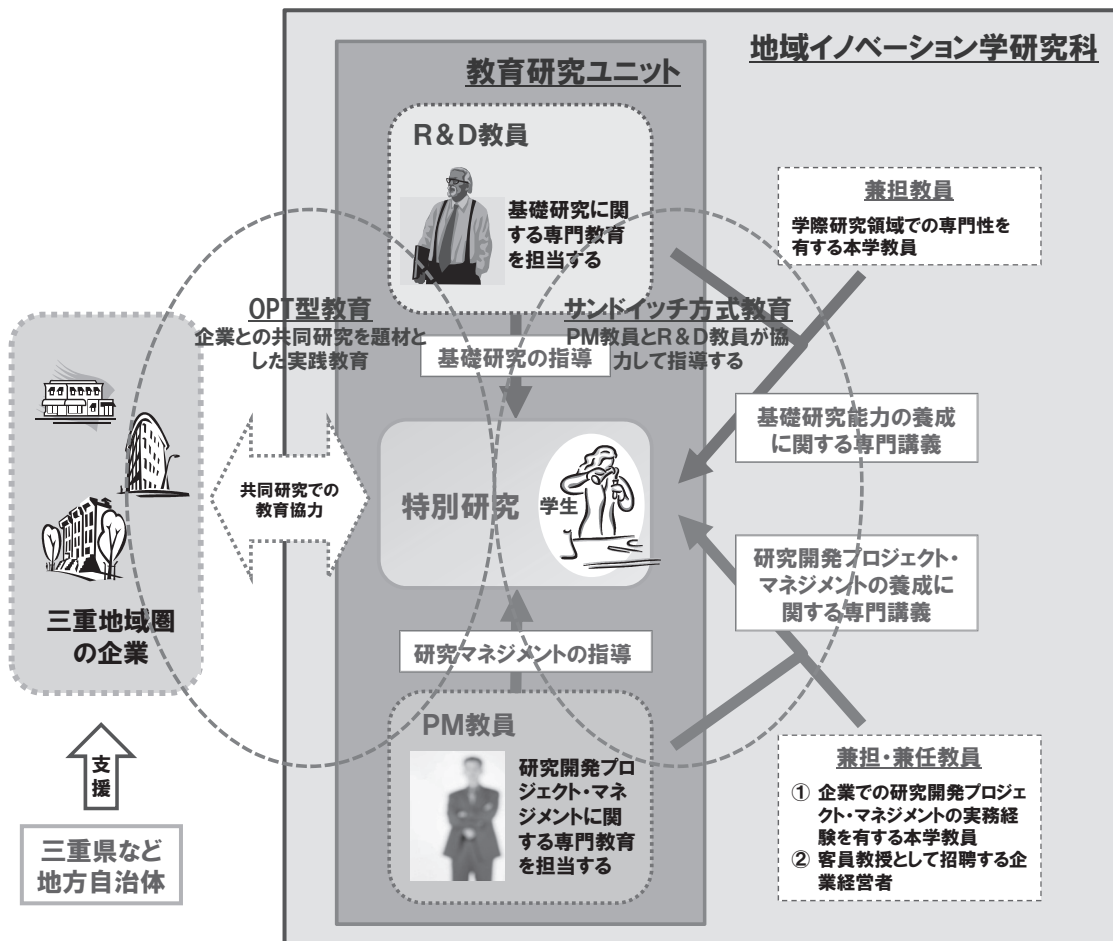
本学研究科では、産業界での活躍を希望するビジネス志向が強く博士前期課程に進学してくる学部卒業生、本研究科以外の大学院修士課程を修了後に産業界へのキャリア形成を目指して博士後期課程に進学してくる修士課程修了学生、企業で働きながら入学してくる社会人など、多様な背景を持つ学生を博士前期課程及び博士後期課程において幅広く受け入れます。また、留学生についても積極的に受け入れを行います。本研究科では、これらの学生に対して産業界と本学が連携した高度教育を施すことで、「産業界で活躍できる高度な専門的職業人」として社会に送り出すことを目指します。

本研究科の修了者は、三重地域圏で活躍するばかりでなく、国内外の企業において研究開発、マーケティング、事業分析など「ビジネスと研究開発の両方を理解する人材」として幅広い分野で活躍することが期待されます。本学が地域圏大学であり、地域への貢献が重要な使命であるため、修了者には三重地域圏で活躍することを期待しますが、修了後すぐに三重県に就職することには拘らず、国内外の実践の世界で経験を積んでから三重地域圏の産業界に戻ってくる人材の流れができることが理想的です。

### 3. 教育方法の特色

本研究科では、「プロジェクト・マネジメントができる研究開発系人材およびプロジェクト・マネジメント能力を通して地域にゼロから1を創造できるソーシャル・アントレプレナー人材」の養成に重点を置いた教育を実践するために、教育研究ユニットに①基礎研究能力の養成を担当する専門教員（R&D教員）と、②プロジェクト・マネジメント能力の養成を担当する専門教員（PM教員）の2種類の異なるタイプの教員を配置しています。本研究科では、専任教員が兼担・兼任教員の協力を受けることで「基礎研究能力の養成」と「プロジェクト・マネジメント能力の養成」に関する専門講義を実施すると共に、特別研究ではR&D教員とPM教員が協力して1人の学生の「特別研究」を指導する「サンドイッチ方式による教育」を各教育研究ユニット単位で実施することで、「プロジェクト・マネジメントができる研究開発系人材およびプロジェクト・マネジメント能力を通して地域にゼロから1を創造できるソーシャル・アントレプレナー人材」の養成を行うことを教育方法の特色としています。

また地域産業界等との共同研究プロジェクトを題材に学生が実施する「特別研究」において、PM教員が特別研究を題材としたマネジメントの具体的な手法を手本として学生に提示し、学生と共に考える「On the Project Training(OPT)型教育」によって、「プロジェクト・マネジメントの考え方と具体的な方法」について指導を行います。



本研究科における OPT 型教育とサンドイッチ方式による学生教育の特色

本研究科博士後期課程には、教育研究ユニットとして、「地域新創造ユニット」を設置し、広く様々な学問領域での実績を有する「R&D 教員」と「PM 教員」を専任教員として配置しています。そして、地域社会と連携して「サンドイッチ方式による教育」と「OPT 型教育」による人材養成を実施し、地域発のイノベーションを起こす能力を備えた人材を社会に送り出します。

#### 4. 授業科目の履修（博士後期課程）

博士後期課程では、高度な研究開発能力を土台として、幅広い分野についての専門知識と種々の専門知識を基に新たな技術コンセプトを生み出していく研究開発のマネジメント能力を養成するための教育を実施します。このため、①幅広い分野における専門知識の修得を目的とする「専門科目」、②高度な基礎研究と研究開発のプロジェクト・マネジメントを行う能力の養成を目的とする「特別研究」の2段階の教育を実施します。

本研究科の博士後期課程の履修方法は下表の通りとする。

科目群	選択の別	単位数
専門科目	必修	6
	選択	8
特別研究	必修	8
修了必要単位	計	22

## 5. 教育研究分野

本研究科は、以下の表の専任教員の教育研究分野以外に、本学の他の研究科の教員との共同研究も推進しており、種々の分野を融合した新しい境界領域を教育研究します。

### (1) 専任教員（平成 29 年 4 月現在）

ユニット名	担当教員	教員の役割	研究分野の内容
地域新創造ユニット	教授 青木 恭彦	R & D	水産物品質管理学, 水産食品製造・加工, 糖質科学, 水産酵素学
	教授 小林 一成	R & D	植物病理学, 応用植物ゲノム学
	教授 鳥飼 直也	R & D	ソフト複合材料, 薄膜材料, コロイド・界面, 中性子・X線散乱
	教授 西村 訓弘	PM	地域イノベーション学, トランスレーショナル医科学
	教授 朴 恵淑	R & D	環境地理学, 環境教育, 国際環境協力
	教授 藤田 達生	R & D	日本史学, 文化財学
	教授 三宅 秀人	R & D	半導体工学, 窒化物半導体・結晶成長, デバイス応用
	教授 矢野 竹男	PM	免疫化学, 免疫測定, 食品化学, 食物アレルギー, フィトケミカル, プロジェクト・マネジメント
	准教授 加賀谷 安章	R & D	植物生理学, 植物分子生物学, 植物分子遺伝学

地域新創造ユニット	准教授 狩野 幹人	PM	食品工学, 分光分析, 知的財産, 技術移転
	准教授 三島 隆	R&D	食品化学, 食品製造・加工, 食品分析, バイオマス
	助教 加藤 貴也	PM	バイオメカニクス, バイオエンジニアリング, 産学官連携, 企(起)業家精神
	助教 臧 黎清	R&D	薬理学, 実験病理学, 分子医学, 分子生物学
	助教 林 侑介	R&D	半導体工学, 窒化物半導体・結晶成長, デバイス応用
	助教 八神 寿徳	PM	知的財産マネジメント, 技術移転, 計算科学, 流体力学

## 博士後期課程の学位取得までの履修モデル

地域新創造ユニット（博士後期課程）

**研究テーマ：生体機能の異常部位を特定するための医療用診断支援システムの開発**

### 特別研究の進め方

本プロジェクトでは、画像解析を専門とする R&D 教員とメディカル・サイエンスを専門とする R&D 教員が研究指導を行うことで生体機能の知見を整理し、臨床事例に応じた医療用診断支援システムを開発するために必要な要素技術の研究を行う。さらに、PM 教員が特別研究に加わり、関連する産業界の分析を行わせることで研究成果の応用ターゲットを設定させ、特別研究の成果を実用化するための研究開発プロジェクトについて実践的な戦略と手順を考察・立案させる。

### 修了後の進路予定

- 医療機器製造企業における各種検査データからの疾患部の検出支援システムの開発主任
- 医療システム開発企業における各種検査データからの総合的診断システムの開発主任

### 修了要件

「専門科目」から14単位以上及び「特別研究」8単位の合計22単位以上を修得し、かつ必要な論文指導を受けた上で、地域イノベーション学研究所が行う博士論文の審査及び最終試験に合格すること。

科目群	専門科目 (必修・選択：14単位以上)	特別研究 (必修：8単位)
	学際研究に必要な幅広い専門知識と研究開発マネジメントに必要な専門知識の修得を目的とする。	PM 教員と R&D 教員によるサンドイッチ方式で、地域産業界との共同研究プロジェクトを題材とした OPT 型教育によって指導する。
1 年次	<ul style="list-style-type: none"> <li>○地域新創造マネジメント特論 I (2 単位)</li> <li>○地域新創造特論 I, II, III, IV (各 2 単位×4 科目 = 8 単位)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○特別研究</li> <li>・研究計画の策定と研究の実施</li> <li>・製品化ターゲットの考察 (マネジメント教育)</li> </ul>
到達目標：専門科目の単位取得，製品化ターゲット考察課題の決定		
2 年次	<ul style="list-style-type: none"> <li>○地域新創造マネジメント特論 II (2 単位)</li> <li>○地域イノベーション学演習 (1 単位)</li> <li>○グローバルコミュニケーション演習 (1 単位)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○特別研究</li> <li>・研究と事業化検討を並行で実施する</li> <li>・国際学会，国内学会，研究会等で研究成果を発表</li> </ul>
到達目標：国内外学会での研究成果発表		
3 年次		<ul style="list-style-type: none"> <li>○特別研究</li> <li>・事業化の検討結果をセミナー等で発表</li> <li>・博士論文の取りまとめ</li> </ul>
到達目標：査読付き科学雑誌への掲載受理（1 件以上），博士論文の提出・合格		

授与する学位： 博士（学術）